

坂東市市民協働によるまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民と行政のパートナーシップによる魅力あるまちづくりを推進するため、団体による自主的かつ主体的な市民協働によるまちづくり推進事業に対し補助金を交付することに関し、坂東市補助金等交付規則（平成17年坂東市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となるものは、規約、会員名簿、事業計画、収支に関する帳簿等を備えるとともに、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 会員5人以上の団体で、過半数が市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学していること。
- (2) 主たる活動範囲が坂東市内であること。
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動等を目的としていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象としない。

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの
- (2) 専ら営利を目的とし公共性を欠くもの
- (3) 既に市等から補助金等の交付を受けているもの
- (4) 代表者に市税等の滞納があるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の活性化若しくは課題解決を目的として新たに取り組む事業又は既存の活動を拡充する事業で、柔軟な発想と創意工夫を生かした公共性のある事業とし、次に掲げるものとする。

- (1) 地域のイメージアップに資する事業
- (2) 地域の自然及び環境の保全に資する事業
- (3) 地域の歴史及び文化の振興に資する事業
- (4) 地域の安全推進に資する事業
- (5) 地域の活性化に資する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長がまちづくりの推進に必要と認める事業

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
 - (2) 団体の会員に対する報償費、旅費、食糧費等の団体運営に係る経費
 - (3) 団体の交際費、慶弔費、懇親会等の団体運営に係る経費
 - (4) 団体が一般的に使用する事務用品等に係る消耗品費及び備品購入費
- (周知)

第5条 市長は、申請を希望する団体を広く市内から公募するため、市広報紙等を利用して、この事業の周知を図るものとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書(関係書類を含む。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書(別記様式)
 - (2) 団体の規約
 - (3) 会員名簿
- (審査委員会)

第7条 市長は、前条の規定により申請された内容について審査するため、坂東市市民協働によるまちづくり推進事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該業務に関連する部課等の職員
- (2) その他市長が必要と認める者

4 審査委員会の委員長には副市長を、副委員長には企画部長をもって充てる。

5 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め説明を聴くことができる。

(審査基準)

第9条 審査委員会は、次に掲げる基準により、申請者の事業について審査するものとする。

(1) 地域における公共性及び公益性のある事業であること。

(2) 事業の実現の可能性があり、継続性も見込めること。

(3) 事業内容及び事業費が妥当であり、波及効果又は新たな展開が期待できること。

(4) まちづくりに対して熱意があり、市民協働の担い手となることが見込めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、魅力あるまちづくりを推進するために必要な事業であること。

(報告)

第10条 審査委員会は、会議が終了したときは、その結果に理由を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

(決定)

第11条 市長は、審査委員会における審査の結果を踏まえ、補助金交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付)

第12条 この補助金は、補助金の交付決定後、当該年度分を概算払いでできるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する関係書類は、活動事業報告書、領収書の写し、活動を示す資料等とする。

(公表)

第14条 市長は、補助金交付の決定をしたとき及び実績報告を受けたときは、団体の名称、代表者の氏名、補助対象事業の内容及び補助金の額を、市広報紙等により公表するものとする。

(庶務)

第15条 審査委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補 助 率	補助限度額	備 考
報償費 旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 食糧費 通信運搬費 保険料 使用料 原材料費 備品購入費	補助対象経費のうち 2分の1以内	300,000円	1 補助金の交付期間は3 年を限度とする。 2 報償費、旅費、食糧費に ついては、講師に関するも のに限る。 3 備品購入費については、 事業実施に必要不可欠な ものに限る。